

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、企業理念(「Materials Innovation」新しいマテリアルを提供し、その価値により、豊かな人間社会(人・社会・環境)の実現に貢献します。)を着実に実現しうる企業として、経営の効率化、透明性、健全性の維持により継続的に企業価値を創造し、全てのステークホルダーから信頼され、満足頂ける魅力ある企業の実現を目指しております。

当社は、執行役員制度による意思決定・業務遂行の迅速化および経営監督機能の強化を図っております。また内部監査を実施する監査室と監査役との連携強化、監査役または監査役会への適時適切な重要事項の報告体制の整備等により内部統制の実効性の確保・改善を進めております。さらに弁護士・公認会計士を社外監査役に選任することにより監査役の独立性・専門性の確保および機能の強化に努めるなどの様々な施策により経営の効率化と内部統制機能・経営の監督機能の強化を図っております。

今後も、コーポレート・ガバナンスの強化・拡充に取り組み、現状の経営システムを最大限に機能させることにより、公正、透明、かつ迅速な経営執行を実現してまいりたいと考えております

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ブリヂストン	40,866,160	15.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16,318,200	6.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	16,082,600	6.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(三菱化学株式会社退職給付信託口)	9,888,191	3.86
日本生命保険相互会社	5,998,486	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	5,622,500	2.19
ザ チェースマンハッタンバンク 385036	5,546,100	2.16
株式会社みずほコーポレート銀行	5,125,064	2.00
明治安田生命保険相互会社	4,034,710	1.57
協和発酵キリン株式会社	3,821,000	1.49

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	化学
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 現状の体制を採用している理由

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会および監査役により、業務執行の監視、監督を行なっております。

執行役員制の導入により、意思決定と業務遂行の効率化を図るとともに取締役会による経営の監督機能を強化いたしました。また、独立性・専門性の高い社外監査役の選任と、監査役または監査役会への適時適切な重要事項の報告体制を整備することにより、監査機能を強化し、経営判断の合理性・透明性・公正性を確保しております。さらに、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部監査を実施する監査室をはじめとした内部統制体制の確立、内部統制部門と監査役の連携の強化などの諸施策を通じ、経営の監視・監督機能の強化に努めております。当社では社外取締役を選任していませんが、こうした現状の体制にて、経営判断の合理性・透明性・公正性の確保、および客観的・中立的な視点での経営の監視機能の両面で、十分に機能する体制が整っていると判断しております。

さらに、適時、適切でわかりやすい情報開示、投資家向けの積極的なIR活動を通じて透明性を高めており、また、毎年の株主総会での取締役全員の選任・役員賞与の承認を受けるとともに、株主総会の早期開催および招集通知の早期発送、議決権行使プラットフォーム参加などを通じ株主による監督・統治が容易な株主総会の運営に努めております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	5名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画および監査実施状況の報告を受け、会計上の事項につき随時意見交換を行い、検討を加え会計監査人の監査結果の妥当性を判断しております。また会計監査人と協同して、棚卸資産の実地棚卸および有価証券の実査をおこなっております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、当社の内部監査部門である監査室から定期的に監査計画および監査結果の報告を受け、意見交換を行い監査の充実を図っております。

加えて、監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況の把握に努めるとともに、主要な意思決定書類を閲覧し、取締役その他から業務執行・内部統制状況に関する業務報告を定期的に聴取することにより、監査役による経営の監視・監督機能の強化を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
伊東 健治	公認会計士									
植草 宏一	弁護士									
加藤 信子	他の会社の出身者			○		○				

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

## 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
伊東 健治	一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員に該当すると判断しております。	公認会計士としての広範な財務・会計に関する専門知識、豊富な経験および会社から独立した社外の視点を当社の監査に活用していただくとともに、合理的な経営判断および経営の透明性、健全性の確保に貢献いただいております。
植草 宏一	一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員に該当すると判断しております。	弁護士としての広範な法律に関する専門知識、豊富な経験および会社から独立した社外の視点を当社の監査に活用していただくとともに、合理的な経営判断および経営の透明性、健全性の確保に貢献いただいております。
加藤 信子	——	エラストマー分野の研究開発および事業に関する豊かな経験および高い見識を当社の監査に活用していただくとともに、合理的な経営判断および経営の透明性、健全性の確保に貢献いただいております。

## その他社外監査役の主な活動に関する事項

伊東 健治：  
非常勤監査役として取締役会、監査役会に出席し、業務内容を把握すると共に、会社から独立した社外役員の立場から適宜適切な発言をいただいております。  
また常勤監査役から適宜、監査の状況、会社の動向等の説明報告を受け、情報の共有化を図り、監査業務を遂行しております。

植草 宏一：  
非常勤監査役として取締役会、監査役会に出席し、業務内容を把握すると共に、会社から独立した社外役員の立場から適宜適切な発言をいただいております。  
また常勤監査役から適宜、監査の状況、会社の動向等の説明報告を受け、情報の共有化を図り、監査業務を遂行しております。

加藤 信子：  
非常勤監査役として取締役会、監査役会に出席し、業務内容を把握すると共に、社外役員の立場から適宜適切な発言をいただいております。  
また常勤監査役から適宜、監査の状況、会社の動向等の説明報告を受け、情報の共有化を図り、監査業務を遂行しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

### 該当項目に関する補足説明

当社は、2005年度より、従来の現金による退職慰労金を廃止し、取締役および執行役員に対し、新株予約権を株式報酬型ストックオプションとして発行することとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

### 該当項目に関する補足説明

上記付与対象者の従業員は、執行役員のことです。  
当社の業績や株価への感応度を引き上げ、株価上昇によるメリットと下落によるリスクを株主の皆様と共有する立場におくことにより、業績向上・株価上昇へのインセンティブを高めることを目的として、取締役、執行役員に対し行使価額を1円とする株式報酬型ストックオプションを付与することとしております。

なお、新株予約権1個あたりの目的である株式の数は100株です。2009年度は取締役9名に対し合計585個、執行役員9名に対し合計217個を付与致しました。

## 【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
------	---------------------

## 該当項目に関する補足説明

1. 2009年度の取締役および監査役の報酬等の額につきましては次のとおりであります。
  - 1) 取締役および監査役に支払った報酬の額
 

取締役 10名	330百万円
監査役 7名	87百万円 (内、社外監査役 4名、17百万円)
  - 2) 当期に係わる賞与の額
 

取締役 9名	71百万円
--------	-------
  - 3) 株式報酬型ストックオプション(\*1)
 

取締役 10名	81百万円
---------	-------

(\*1) 報酬等として当社取締役に割り当てられた新株予約権の公正価額のうち当事業年度に計上された金額  
 (\*2) 上記記載の人数および報酬等の額は、2009年度中に退任した取締役1名および監査役2名を含んでおります。
2. 会計監査人であるあずさ監査法人に対する当期の報酬等の額は次のとおりであります。
  - 1) 当社の会計監査人としての報酬等の額
 

公認会計士法第2条第1項の業務に係わる報酬等の額	57百万円
--------------------------	-------
  - 2) 当社および当社子会社が支払うべき報酬等額の合計額 65百万円

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の専任スタッフとして監査役付1名を置き、監査の補助および情報の収集伝達に当たらせております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

## 【現状ガバナンス体制を採用している理由】

(1) 当社は、監査役制度を採用しており、取締役会および監査役により、業務執行の監視、監督を行なっております。執行役員制の導入により、意思決定と業務遂行の効率化を図るとともに取締役会による経営の監督機能を強化いたしました。また、独立性・専門性の高い社外監査役の選任と、監査役または監査役会への適時適切な重要事項の報告体制を整備することにより、監査機能を強化し、経営判断の合理性・透明性・公正性を確保しております。さらに、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部監査を実施する監査室をはじめとした内部統制体制の確立、内部統制部門と監査役の連携の強化などの諸施策を通じ、経営の監視・監督機能の強化に努めております。当社では社外取締役を選任しておりませんが、こうした現状の体制にて、経営判断の合理性・透明性・公正性の確保、および客観的・中立的な視点での経営の監視機能の両面で、十分に機能する体制が整っていると判断しております。

さらに、適時、適切でわかりやすい情報開示、投資家向けの積極的なIR活動を通じて透明性を高めており、また、毎年の株主総会での取締役全員の選任・役員賞与の承認を受けるとともに、株主総会の早期開催および招集通知の早期発送、議決権行使プラットフォーム参加など通じ株主による監督・統治が容易な株主総会の運営に努めております。

## (2) 取締役会

取締役会は、9名の取締役からなり、業務執行に関する重要事項を審議し、議決するとともに、取締役の職務の執行を監督致します。原則として毎月1回開催し、会長が議長を務めております。また、社外監査役3名を含む監査役5名が出席し、意見陳述を行っております。

## (3) 経営会議

経営会議は、経営の基本政策、経営方針、経営計画にかかわる事項ならびに各部門の重要な執行案件について、審議および方向付けを行い、または報告を受けます。経営会議に付議された議案のうち必要なものは、取締役会に上程され、その審議を受けております。経営会議は、全取締役をもって構成し、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図り、重要な業務執行への対応を行っております。原則として第3月曜日を除く毎週月曜日に開催し、社長が議長を務めております。なお、審議・報告事項については常勤監査役も出席しております。

## (4) 経営課題会議

経営課題会議は、経営の基本政策および経営方針にかかわる事項ならびに個別案件の背景にある基本方針、事業戦略の変更について、前広な議論あるいは情報・課題認識共有により方向性の討議を行い、取締役会、経営会議の審議に反映させます。経営課題会議は、全取締役をもって構成し、原則として毎週月曜日の経営会議ならびに役員会議終了後に開催し、社長が議長を務めております。

## (5) 役員会議

役員会議は、各部門の業務執行状況の報告ならびに重要案件の周知徹底と意思疎通を図ることを目的に開催され、海外駐在者を除く全取締役、上席執行役員、執行役員および常勤監査役が出席します。原則として第3月曜日に開催し、社長が議長を務めております。

## (6) 監査役会

監査役会は、社外監査役3名を含む5名の監査役によって構成し、監査役会規程に基づき原則毎月1回開催し、重要事項について報告、協議、決議を行っております。監査役は、監査役監査基準に基づき取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況の把握に努めるとともに、会計監査人または、取締役もしくはその他の者から報告を受け、協議のうえ監査意見を形成しております。

## (7) CSR会議

企業の社会的責任の遂行、コンプライアンスを目的に、CSR会議を設置しております。CSR会議の下には、「企業倫理委員会」、「レスポンシブル・ケア推進委員会」、「リスク管理委員会」、「社会貢献委員会」の4つの委員会を設置しております。CSR会議は、これら4つの委員会の活動を統括・指導し、年4回の定例会議と必要に応じて随時開催する臨時会議を通じてCSR活動の強化に努めてまいります。CSR担当専務取締役が議長を務め、その他に専務取締役1名、常務取締役3名、取締役2名にて構成し、上記の4つの委員会の事務局も出席し、CSRに対する姿勢を明確にし、活動の拡充を図ってまいります。

## (8) 企業倫理委員会

当社および当社グループ企業における企業倫理の確立と企業不祥事の発生を防止するため、総務担当専務取締役を委員長とする企業倫理委員会をCSR会議の下に設置しております。当社および当社グループ企業の役員並びに社員の行動規範として「JSRグループ企業倫理要綱」を制定し、当社グループ内での徹底を図る一方、個別事案の指導に当たっております。また、通報制度に関しましては、企業倫理委員会を窓口とする社内ホットライン、社外の弁護士を窓口とする社外ホットラインに加えて、2008年9月より英語・中国語でも対応可能な社外専門機関を窓口とする新ホットラインを導入しております。

(9)レスポンス・ケア推進委員会

当社は、「持続的発展を可能とすること」を企業の責務と考え、レスポンス・ケアに取り組んでおります。経営の基本となる重要課題と位置付け、環境安全担当取締役を委員長とするレスポンス・ケア推進委員会をCSR会議の下に設置し、レスポンス・ケアに関する全社的活動の効果的な推進を図っております。

当推進委員会では、レスポンス・ケアに関する計画承認、活動結果の評価・検証を行い、事故災害の撲滅、環境負荷低減、化学品管理などについてのレベルの維持、向上に努めております。その活動内容と成果に関しましては、全社版及び各工場版のレスポンス・ケアレポートに掲載して情報開示を行い、内容についての第三者審査を受審することで、データの信頼性、透明性の向上に努め、お客さまの信頼感、地域の皆様の安心感を得られるよう注力しております。

なお、全社版につきましては、2006年度より、「経済」・「環境」・「社会」というCSRの3つの基本的な考え方を基にCSR活動の内容をより充実させた「CSRレポート」に改定し、位置づけを高めました。レポートの内容は、当社のホームページ(<http://www.jsr.co.jp/csr/index.shtml>)にも掲載して、より多くの方々への情報提供を図っております。

(10)リスク管理委員会

当社は、重大な危機が発生した場合に、事業活動への影響を最小限にとどめることを経営の重要課題と位置付け、CSR担当専務取締役を委員長とするリスク管理委員会をCSR会議の下に設置しております。リスク管理委員会では顕在化した危機および潜在的な危機に応じた対応方針・対応計画の策定ならびに大規模災害等の発生を想定した「危機管理訓練」の実施等を推進してまいります。

(11)社会貢献委員会

当社は、「JSRらしい社会貢献活動」の検討と推進を目的として、CSR担当専務取締役を委員長とする社会貢献委員会をCSR会議の下に設置しております。当社はこれまで各種の地域貢献活動に取り組んできましたが、対象範囲を社会全体に拡大し、より積極的な取り組みを実施していきます。2009年度にはTable For Two、エコキャップ運動、外貨コイン募金、夏季教職員研修の受け入れ等の新プログラムを始動させました。

(12)内部監査および監査役監査、会計監査の状況

当社は監査役制度を採用しております。現在の監査役数は5名で、そのうち3名が社外監査役であります。監査役のスタッフは1名であり、監査の手続きは、(5)監査役会に記載の通りであります。

監査役と会計監査人との連携につきましては、監査役は会計監査人と緊密な連携を保ち、会計監査人の監査計画の聴取や監査結果の報告を受けるだけでなく、期中においても必要な情報交換、意見交換を行っております。

内部監査に関しては、その専任組織である監査室が実施しております。監査役は、監査室から定期的に監査計画および監査結果の報告を受け、意見交換を行い、監査の充実を図っております。

(13)業務を執行する公認会計士の氏名、所属する監査法人名

当社の会計監査を行う公認会計士は、山田 眞之助、富永 貴雄、河西 正之の3名であり、有限責任あずさ監査法人に所属しております。監査補助者は、公認会計士5名他の予定であります。

(14)顧問弁護士は、東京青山・青木・狛法律事務所、新保法律事務所および石川綜合法律事務所に依頼しております。必要に応じてアドバイスをお願いしております。

会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの2009年度における実施状況は以下のとおりです。

(1)当社は2006年度より「CSRレポート」を毎年発行してきましたが、2009年度版より「JSRグループCSRレポート」と改称し、レポートの対象範囲をJSR単体から国内外のグループ全体に拡大、CSRのグループ一体的推進を明確にしました。

また、CSRレポートにつきましては、データの透明性、信頼性をより高めるため第三者審査を受審しております。(2009年6月)

(2)企業倫理への取り組みをより強化するべく、グループ企業を含めた基本ルールとして、2005年4月に「JSRグループ企業倫理要綱」を制定し、基本となる考え方に関して周知・徹底するよう取り組んでおります。

2009年度は、外部専門家による役員研修(2009年8月)を実施し、またこの内容をビデオに撮影し、国内のグループ全管理職に配信し、個々人の倫理意識の向上に努めました。

また、当社およびグループ各社の企業倫理の実態を把握するために、2007年に続き第4回目となる従業員の企業倫理意識調査を実施致しました(2009年10月～11月)。調査結果については各社毎にフィードバックし、各社の企業倫理施策に役立てており、共通的な教育・周知化とあわせて、グループ全体の企業倫理レベルの向上に努めております。

(3)危機管理体制の強化を目的に、危機管理訓練を本社一工場間で実施致しました。

万一工場で事故・災害が発生した際の本社災害対策本部や工場の現地災害対策本部および広報組織の情報開示対応等が的確に機能するかを確認致しました。(2009年12月)

事故・災害の未然防止の徹底を図ると共に、発災時の管理強化に引き続き取り組んでまいります。

またリスク管理委員会の主導により、グループ企業を含む国内全部門において、潜在リスクの洗い出しと評価、対応策の策定を実施しました(2009年9月～10月)。特に大きな影響を及ぼす可能性があるリスクについては、「全社重要リスク」としてリスク管理委員会およびCSR会議の管理の下、リスクの軽減対策を図ってまいります。リスクの洗い出しと評価は毎年定期的実施してまいります。

(4)当社工場、研究所並びに国内の製造グループ企業対象に環境安全監査を実施しております。2009年度は国内グループ企業10社14事業所の監査を実施致しました。

(5)コンプライアンス(法令遵守)に対する取り組みの強化を目的に、全社統一的に対象とすべき法令を特定、当社およびグループ各社において遵法状況の確認と改善を行う仕組みを構築し、2007年度より定期確認を実施しております。今年度も4月～9月に全グループ(国内19社、海外14社)を対象にこれらの確認と必要に応じた改善を実施いたしました。今後も毎年定期的実施し法令遵守体制を強化してまいります。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2010年は、総会開催日21日前の5月27日に発送致しました。
集中日を回避した株主総会の設定	2010年は、6月18日に開催致しました。
電磁的方法による議決権の行使	2004年より議決権電子行使を採用致しました。2006年から、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加致しました。
その他	当社ホームページに和文および英文の招集通知を掲載しております。株主総会においては、画像と音声を用いて事業報告等の分かり易い説明に努めております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	新聞社や証券会社主催の個人投資家向けIRフェアに参加し、会社の概要や状況を説明しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、年4回(年度、中間、四半期2回)の定期的決算説明会を開催しております。決算説明会開催日と合わせ、社長による中期計画に関する説明会を年2回開催しております。約200名のアナリスト、機関投資家の方々に参加頂いております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、社長が米国・欧州・アジアの投資家を訪問し、説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL <a href="http://www.jsr.co.jp/ir/">http://www.jsr.co.jp/ir/</a> 。ホームページに掲載しておりますIR資料は、決算情報、社長によるIR情報の動画配信、決算説明会資料、有価証券・半期報告書、事業活動の報告書、中期計画、アニュアルレポート、CSRレポート等です。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員は、専務取締役春木二生です。IR事務連絡責任者は、広報部櫻井秀雄であり、日常的なIR活動は財務部が行っております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営方針の中で、次のとおり規定し取り組んでおります。「経営の効率を高め、透明性、健全性を追求し、ステークホルダーから信頼される企業を目指します。」
環境保全活動、CSR活動等の実施	レスポンシブル・ケアと企業倫理に関わる活動をベースにして、その内容の充実を図り、必要に応じて新たな課題への取り組みを拡大させていくことを目指したCSR活動に取り組んでおります。化学企業の一員として安全・健康・環境面の自主管理活動であるレスポンシブル・ケアを推進し、この活動内容と成果を全社版のCSRレポートおよび各工場版のレスポンシブル・ケアレポートに掲載し情報開示を行っております。また、データの透明性、信頼性をより高めるため第三者審査を受審しております。企業倫理につきましては、「JSRグループ企業倫理要綱」を制定し、株主、顧客、地域、社員等のステークホルダーから信頼される企業を目指し、行動規範の周知徹底に努めております。また、2008年6月よりリスク管理体制の一段の強化を目指す「リスク管理委員会」および社会貢献活動を推進する「社会貢献委員会」を新たに設置しました。レスポンシブル・ケアや企業倫理活動と合わせ、CSR活動のさらなる強化に取り組んでまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示の一層の信頼性を向上させるため、2005年度にディスクロージャーポリシーを策定致しました。情報開示の組織・体制を整備し、全社協力体制を構築することにより、情報開示の質を高め、迅速、正確および積極的かつ公平な情報開示に努めております。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 更新【内部統制システムに関する基本方針】

#### 1 業務運営の基本方針

当社では、以下の企業理念、経営方針を経営の拠り所としております。

##### 【企業理念】

—Materials Innovation—

新しいマテリアルを提供し、その価値により、豊かな人間社会(人・社会・環境)の実現に貢献します。

##### 【経営方針】

- ・常に「変革」に挑戦し、グローバルに「進化」を続ける、技術オリエンテッドな企業を目指します。
- ・経営の効率を高め、透明性、健全性を追求し、ステークホルダーから信頼される企業を目指します。
- ・地球の未来のために、レスポンスブル・ケアを実践していきます。

#### 2. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項6号および会社法施行規則第100条第1項第4号)

- 1) 取締役会が、取締役会規程その他関連規程にもとづき、経営上の重要事項および当社を会社法上の親会社とする企業集団(以下「当社グループ」という)の経営上の基本的事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- 2) CSR担当取締役が議長となつて、企業倫理委員会、レスポンスブル・ケア推進委員会、リスク管理委員会および社会貢献委員会の4つの委員会からなる「CSR会議」を設置し、コンプライアンスを含めた当社グループのCSRの確保・推進について指導・監督にあたる。
- 3) 当社グループの取締役および使用人の行動規範として「JSRグループ企業倫理要綱」を定め、企業倫理委員会のもと、継続的な教育や啓発活動を行い、取締役および使用人への定着と徹底を図る。
- 4) 金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備し、その適切な運用・管理を行う。
- 5) 内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を設置し、内部統制システムの実効性を監査する。
- 6) 相談・通報体制を設け、取締役および使用人等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしている事に気づいたときは企業倫理委員会又は弁護士等の社外ホットラインに通報(匿名可)する体制をとる。この場合、通報者に不利益がないことを確保する。
- 7) 反社会的勢力との関係については取引関係を含め一切遮断することを基本方針とし、反社会的勢力からの要求に対しては警察等外部専門機関とも連携し、経営トップ以下組織全体で毅然とした態度で断固拒否する。

#### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- 1) 定例の取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、業務執行に関する重要事項の審議と決議並びに取締役の職務執行状況の監督等を行う。また、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、取締役により構成される経営会議を原則として毎週1回開催し、経営の基本政策、経営方針、経営計画にかかわる事項ならびに各部門の重要な執行案件について、審議および方向付けを行い、または報告を受ける。経営会議における審議事項のうち、重要な案件については取締役会に上程し、それ以外のものについては経営会議の審議を経て社長が決定する。さらに、取締役により構成される経営課題会議を原則として毎週1回開催し、経営の基本政策および経営方針にかかわる事項ならびに個別案件の背景にある基本方針、事業戦略の変更について、前広な議論あるいは情報・課題認識共有により方向性の討議を行い、取締役会、経営会議の審議に反映させる。
- 2) 事業運営については、将来の事業環境変化を踏まえ中期計画「JUMP2010」を策定し、その実行計画として各年度予算を策定して全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- 3) コストダウン・プロジェクト「E-100」を推進し、当社グループ全体において原料から物流まで一体となったコスト削減に努める。
- 4) 変化の激しい経営環境に俊敏に対応するため取締役の任期を1年としている。
- 5) 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの機能を強化するため執行役員制度を導入している。原則として、毎月1回、取締役、上席執行役員、執行役員および常勤監査役の全員(海外駐在者を除く)により構成される役員会議を開催し、各部門の業務執行状況の報告ならびに重要案件の周知徹底と意思疎通を図る。

#### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- 1) 上記にのべた取締役会、経営会議、経営課題会議、役員会議その他の重要な会議での審議、報告や予算管理等を通じて、事業の推進に伴うリスクを継続的に監視する。
- 2) 1項以外の重大リスクについては、CSR担当取締役を委員長とするリスク管理委員会が、顕在化した、または潜在的な危機に応じた対応方針を策定するとともに、関連する各委員会(企業倫理委員会、レスポンスブル・ケア推進委員会)または担当各部門のリスクマネジメント計画の立案・実行を支援し、全社的リスク管理の推進を行う。
- 3) 危機発生時の対策としては、「危機管理マニュアル」に基づき、緊急度に応じて社長を本部長とする「緊急対策本部」(事故・災害時は「災害対策本部」)が統括して危機管理にあたることとする。

#### 5. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

法令および「文書情報管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、決裁書その他取締役の職務の執行に係る文書および電磁的記録を保存・管理するとともに、取締役および監査役がこれを閲覧できる体制を整備する。

#### 6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- 1) 「グループ経営推進要綱」を定め、グループ企業(当社グループに属する、当社以外の企業をいう。)の運営を行う。グループ企業における経営上の重要事項については、所定の基準に従って当社の取締役会、経営会議等の承認を得るものとする。
- 2) グループ企業部と関係事業部が、グループ企業の経営に関する管理、監督および助言を行い、環境安全部、経理部、財務部、総務・法務部等の管理部門がグループ企業各社への支援体制をとる。
- 3) 「JSRグループ企業倫理要綱」を定め、当社グループにおけるコンプライアンスの確保・推進をグループ一体となって行う。
- 4) 監査室が定期的にグループ企業各社の内部監査を行い、各社の内部統制システムの実効性を監査する。

#### 7. 監査役の監査に関する事項

##### 1) 職務を補助すべき使用人および当該使用人の独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号および同第2号)

監査役を補助する使用人として専任の監査役付1名を置き、監査役の監査の補助にあたらせる。監査役付の人事については、監査役会への事前の相談と了解を得るものとする。また、監査役付の人事評価は監査役が行う。

2) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第3号)

(1) 監査役は、取締役会、経営会議、役員会議に出席し、また、主要な決裁書を、決裁後監査役に回覧することにより、重要な業務執行の決定等につき監査役がその内容を確認できる体制をとる。

(2) 監査室は、内部監査結果に関し、定期的に監査役に報告を行う。

(3) 監査役は、必要に応じて取締役、担当部署、グループ企業等に対し、業務に関する報告を求めることができる。

##### 3) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

監査役と監査室、会計監査人、グループ企業監査役およびグループ企業部との連携、情報交換を適宜行う。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況】

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力との関係については取引関係を含め一切遮断することを基本方針とし、反社会的勢力からの要求に対しては警察等外部専門機関とも連携し、経営トップ以下組織全体で毅然とした態度で断固拒否する。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

1999年1月1日制定、2007年1月24日改定の「JSRグループ企業倫理要綱」に、「反社会的勢力とのかかわりに関する行動規範」として、反社会的勢力からの不正要求に対しては断固としてこれを拒否し、組織として対応する旨を記載し、その基本方針、平時・有事の具体的な対応策については「反社会的勢力対応に関する基準」に定めています。

1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社グループでは、総務部門を反社会的勢力対応部門と定め、総務担当役員が反社会的勢力対応責任者として当該部門を統括し、会社を挙げて組織的に反社会的勢力に対抗します。

反社会的勢力の不当要求などに対しては、本社においては総務担当部長が、その他事業所においては総務担当課長が、具体的な対応にあたることとしています。

2) 外部の専門機関との連携状況

反社会的勢力対応部門は、従来から、警察等外部専門機関との良好な関係構築に努めるとともに、反社会的勢力からのアプローチがあった際には、些細なことでも常に外部の専門家と相談を行うなど連携の強化を図っています。

3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

JSRグループの反社会的勢力対応部門は、日頃からマスコミ報道等から反社会的勢力に関する情報を収集するほか、警察等外部専門機関が主催する情報交換会や研修会等に積極的に参加し、反社会的勢力の活動状況、不当要求の実態、反社会的勢力への対応方針等についての情報の収集、一元管理、資料の整備を行っております。

4) 対応マニュアルの整備・研修活動の実施状況

JSRグループの反社会的勢力対応部門は、反社会的勢力への対応につき、対応マニュアルを定め、グループ内の教育・研修を実施いたします。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

当社は、買収防衛策については導入しておりません。

収益力ある企業、安全と環境理念を着実に実現しうる企業として、全てのステークホルダーからの信頼、評価を通して、企業価値を高めていくことが重要と考えます。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

なし

# JSRのコーポレート・ガバナンス

